

○湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年12月 5 日

条例第 3 号

改正 令和 2 年11月20日条例第 2 号

令和 3 年11月30日条例第 1 号

令和 4 年 3 月16日条例第 2 号

令和 4 年11月30日条例第 5 号

令和 5 年 3 月 7 日条例第 3 号

令和 5 年11月30日条例第 5 号

令和 6 年 3 月 4 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の 2 第 5 項、第204条第 3 項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第 5 項に基づき、法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第 2 条 前条の給与とは、法第22条の 2 第 1 項第 2 号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第 1 号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は別表第 1 に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

2 前項の給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 2 に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第 2 項を除き、以下同じ。）が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第 5 条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、組合長が規則で定め

る基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第6条 湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下「給与条例」という。）第5条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第7条 給与条例第7条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第8条 給与条例第7条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当）

第8条の2 給与条例第7条の6の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第9条 湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成6年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる職務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したフルタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項及び第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えたフルタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項に規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定

する勤務 1 時間当たりの給与額に、第 1 項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第10条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第 2 項中「おいて正規の勤務時間」とあるのは、「おいて当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と、「第12条」とあるのは「第16条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第11条 給与条例第11条の 2 の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「次条」とあるのは「第16条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第12条 給与条例第13条第 1 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第13条第 1 項の勤務は、第 9 条の規定により準用する給与条例第10条第 1 項本文、第10条の規定により準用する給与条例第11条及び前条の規定により準用する給与条例第11条の 2 の勤務には含まれないものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理）

第13条 第17条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 9 条の規定により準用する給与条例第10条第 1 項本文、第 2 項及び第 4 項、第10条の規定により準用する給与条例第11条及び第11条の規定により準用する給与条例第11条の 2 の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第14条 給与条例第15条から第15条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第24条において同じ。）の定め合計が 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期

(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、給与条例第8条の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第16条 第9条、第10条の規定により準用する給与条例第11条及び第11条の規定により準用する給与条例第11条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める1年間の勤務時間数で除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。))又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。))とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第19条 給与条例第8条第2項に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例の例により計算して得た額を特殊

勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で組合長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で組合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第21条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中

に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で組合長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第23条 第27条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として組合長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して組合長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して組合長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、組合長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の

勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第28条 給与条例第1条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第7条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額は、次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて定める額とする。

(1) 給与条例第7条の4第1項第1号に該当する者 運賃、料金、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法(以下「経済的な経路」という。)により算出したその者の1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は各月の出勤日数から算出した実費のいずれか低廉な額。ただし、任用期間が1月を超える場合で、経済的な経路により算出したその者の6月(任用期間等特別の理由により6月とすることが適当でない場合は、その期間)の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)が、同一期間における各月の出勤見込日数から算出した運賃等の額の合計に満たないと見込まれるときは、運賃等相当額とする。

(2) 給与条例第7条の4第1項第2号に該当する者 次に掲げる区分に応じた額に当該月に通勤した実日数を乗じて得た額

ア 給与条例第7条の4第1項第2号に規定する自動車等の使用距離(以下「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 100円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 210円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 355円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 500円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 645円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 790円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 935円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 1,080円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 1,220円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

1,310円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

1,400円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

1,490円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 1,580円

(3) 給与条例第7条の4第1項第3号に該当する者 運賃の実費及び使用距離の区分に応じ、前2号に定める額の合計額

3 通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第7条の4第7項から第11項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の旅費に関する条例(昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第14号)の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(一)における3級以下に相当するものとする。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日までの間における期末手当の特例)

2 第14条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第15条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の125」とあるのは「100分の62.5」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の84.375」とする。

附 則 (令和2年11月20日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月30日条例第5号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の湯河原町

真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与若しくは報酬は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与若しくは報酬の内払とみなす。

附 則（令和5年3月7日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月30日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び第6条（別表第1の改正規定を除く。）の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第4条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第6条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第4条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採

用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第6条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与若しくは報酬は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与若しくは報酬の内払とみなす。

附 則（令和6年3月4日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位 円）

職種	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
事務補助員その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で組合長が規則で定めるもの（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。以下同じ。）	1	162,100	208,000
	2	163,200	209,700
	3	164,400	211,400
	4	165,500	212,900
	5	166,600	214,400
	6	167,700	216,200
	7	168,800	217,900
	8	169,900	219,600
	9	170,900	221,100
	10	172,300	222,600
	11	173,600	224,100
	12	174,900	225,600
	13	176,100	226,800
	14	177,600	228,200
	15	179,100	229,600
	16	180,700	231,000
	17	181,800	232,400
	18	183,200	234,000
	19	184,600	235,500
	20	186,000	236,900
	21	187,300	238,100
	22	189,600	239,700
	23	191,800	241,200
	24	194,000	242,600
	25	196,200	243,600
	26	197,900	245,100
	27	199,400	246,400
	28	200,900	247,600
	29	202,400	248,700

30	203, 800	249, 700
31	205, 200	250, 600
32	206, 600	251, 500
33	208, 000	252, 400
34	209, 300	253, 300
35	210, 600	254, 100
36	211, 900	254, 900
37	213, 200	255, 600
38	214, 400	256, 700
39	215, 600	257, 900
40	216, 700	259, 000
41	217, 800	260, 200
42	218, 900	261, 400
43	219, 900	262, 500
44	220, 900	263, 600
45	221, 800	264, 700
46	222, 700	265, 800
47	223, 600	266, 900
48	224, 500	267, 900
49	225, 400	268, 900
50	226, 300	269, 900
51	227, 200	270, 900
52	228, 100	271, 800
53	228, 900	272, 700
54	229, 800	273, 600
55	230, 700	274, 500
56	231, 500	275, 400
57	231, 800	276, 300
58	232, 600	277, 200
59	233, 300	278, 100
60	233, 900	279, 000
61	234, 500	280, 000
62	235, 200	281, 000
63	235, 800	281, 900
64	236, 300	282, 800
65	236, 800	283, 300
66	237, 300	284, 000
67	237, 800	284, 700
68	238, 400	285, 600
69	238, 900	286, 600

70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100

別表第2（第4条関係）
等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
事務補助員、その他これらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で組合長が規則で定めるもの	1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2 級	1 主任の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする職務